

富山地方法務局からのお知らせ

法務局では、みなさんの相続手続を応援しています！

あなたの所有する土地・建物などを確実に未来につなげましょう。

法務局に預けて安心！ 自筆証書遺言書保管制度

ぜひ
ご利用ください！

自筆証書遺言書
を作成した本人
が法務局に遺言
書の保管を申請
することができる
制度です

①紛失・亡失を防ぐ

遺言者の死亡後、遺言書が発見されないことを防ぎます

②他人に見られることを防ぐ

他人によって破棄、改ざんや隠匿されることを防ぎます

③残された家族のために

終活のひとつとして、あなたの思いを反映できます

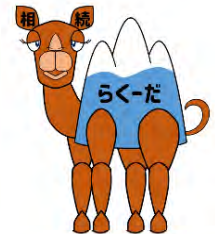


遺言書ほかんガルー

遺言書保管申請手続には予約が必要です。
詳しくは、法務局にお問い合わせください。

相続手続がより便利に！ 法定相続情報証明制度

登記官が戸籍
内容を確認し
た上で法定相
続人が誰であ
るのかを証明
する制度です



相続らく-だ

ポイント！

相続手続がいくつ
もある場合にお勤
めです。手続が同
時に進められ、時
間短縮につながり
ます。

各制度を紹介したYouTube動画を掲載しています。
詳しくは、富山地方法務局ホームページをご覧ください。

富山地方法務局 076-441-0550 魚津支局 0765-22-0461
高岡支局 0766-22-2327 砺波支局 0763-32-2361



富山地方法務局ホームページ
QRコード